

第23回秋田市景観形成専門部会 議事要旨

- 1 日 時 平成26年6月4日(水) 午後2時00分～午後3時30分
- 2 場 所 秋田市役所 研修棟2階 第2研修室
- 3 次 第
 - 1 開会
 - 2 部会長あいさつ
 - 3 議 事
「景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議」
(景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について)
 - 4 その他
 - 5 閉会
- 4 出席委員 恒松 良純 委員
澤田 享 委員
宇佐見 康人 委員
高井 志津子 委員
加藤 一成 委員
赤田 英博 委員
鈴木 亘 委員 (代理出席：名古屋 剛 計画課施策分析評価係長)
半田 和彦 委員 以上8名
- 5 欠席委員 田口 正人 委員、嘉藤 潔 委員、渡部 高明 委員
- 6 事務局出席者 進藤都市計画課長
中島都市計画課参事
佐藤都市環境担当副参事
児玉都市環境担当主席主査
中村都市環境担当主席主査

司会 本日の会議は、総数11名の内、半数以上の委員の方が出席しており、秋田市都市景観形成専門部会設置規程第3条第2項の規定により本会議は成立していることをご報告する。

議事録署名委員の指名

司会 はじめに議事録署名委員2名の指名をしていただく。

部会長 議事録署名委員2名については、加藤委員と赤田委員にお願いします。

加藤委員 ～了承～

赤田委員 ～了承～

3 議事

「景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議」

(景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について)

事務局 (議事資料(事前協議建造物①)について説明)

部会長 ただ今の事務局からの説明を受けて、ご意見、ご質問はないか。

委員 資料5の写真から、屋根材がかなり劣化しているようだが、材質について教えていただきたい。

事務局 シングル葺きの屋根の下地に石膏ボードを敷き、その下にメッキ張りをしたものである。材質はシングル葺き屋根に分類されるものである。

委員 現屋根の施工時期はいつころか。

事務局 昭和51年に施工したと聞いている。

部会長 他にご質問等がなければ、事前協議の建造物①は補助要件を満たし、事業の行為は、補助対象基準に適合するというところでよろしいか。

委員一同 異議なし。

部会長 異議なしとの声があったので、建造物①は承認とする。
次に、建造物②について事務局より説明を求める。

事務局 (議事資料(事前協議建造物②)について説明)

部会長 ただ今の事務局からの説明を受けて、ご意見、ご質問はないか。

委員	資料2のN04に新屋地区が旧羽州街道沿いと記載されているが、羽州街道は秋田から和田を通り横手方面へ向かうもので、新屋地区は酒田街道ではないかと思うがいかがか。
事務局	確認する。
委員	資料2のN01の建築年代について、明治41年頃と記載されているが、例えば北仕込み蔵は昭和初期に建築されていることなど、各用途によって建築年代が異なるため確認していただきたい。
事務局	申請者からの聞き取りや文献を確認し対応する。
委員	県で実施した近代和風建築総合調査報告書に詳しく記載されていることから参考にすべきである。なお、建築年代を明治41年頃から昭和初期までと記載すれば問題ないと思う。
委員	既存の竹垣も人工の部材を使用しているか。
事務局	既存の竹垣は、自然の材料を使用しているが、今回の改修は申請者の意向により人工の部材を使用するものである。
委員	プラスチック製か。
事務局	そのとおりである。なお、補助金要綱の基準に原則、既存と同等の工法・構造とあることから、申請者に自然の材料を使わないか確認したところ、自然の竹垣は約5ヶ月程度で色あせや割れ等が起こることから、改修スパンを考慮し人工竹垣での事前協議があったものである。市は、委員の皆様と同様に自然の竹垣を使用すべきと考えているが、申請者の事情を考慮し判断したものである。
部会長	悩ましい問題である。
委員	人工竹垣の色について教えていただきたい。
事務局	(カタログを提示) 現行に近い色合いとなっている。
委員	市と申請者の意見が異なる場合、申請者の意見を優先した形で承認するという事は、景観形成専門部会および補助金を出して作り直してもらおう立場からすると、一步引くことになるのではないかと懸念される。今後こうした姿勢でいいのか疑問を感じる。
事務局	この問題については、本制度が開始する前から懸念していたことである。 顕著にいえるのは、例えば扉や窓については、昔ながらの工法で施工することが可能であり、昔ながらの風合いは出るものの、マイナス要因として隙間が若干

出るとか、狂いが生じるなどがあり、こういう場合の工法等について課題と考
えていた。

最終的な結論として、風合いを損ねない形で、なるべく現状の工法・構造・色
合いと近いものにするといった場合についても補助の対象としていかざるを得な
いと考えている。今回については、自然の竹垣を使用することで改修スパンが短
くなることによる経済的な損失も考慮し、許容できるという判断に至ったもので
ある。

委員 申請者がどうしても人工竹垣を使用するのであれば、補助金を受けないで施工
すべきである。景観重要建造物等保存が前提となっている以上、現状の建造物を
維持していくために補助金を活用するのが基本であり、生活環境を守るといった
趣旨であれば、補助金を受けず実施すべきである。

今後とも本事業を継続していくのであれば、補助対象基準を明確にしていくべき
と考えている。

事務局 文化財については、原則として昔ながらの工法で実施するという厳しい基準が
あり、特に、国・県の指定の場合は厳しい基準があると聞いている。

この歴史的建造物は、前提に存続していくことが趣旨となっていることから昔
ながらの工法にこだわって実施するのは、困難な場合もある。

委員 補助金を受けたいが生活環境を守りたい、補助金が出ないから建造物が保存で
きないという話にはならないのではないかと。

委員 委員と同様に、自然の竹を使用すべきと考えている。今回、人工の竹の使用を
認めた場合、今後、例えば、瓦屋根を瓦ふうの屋根に改修したいといった申請が
あった場合、そもそもの基準が成立しないため、この場でしっかり議論したほう
がよいのではないかと。

部会長 建造物②は、対象行為が二つに分かれるため、竹垣の改修の前に、屋根の塗り
替えについて意見を伺いたい。

委員 シリコン塗装は、あまり見たことがないが、かなり光沢があるのではないかと
考えているがいかがか。

事務局 基本的には、ある程度の光沢が出てくることが想定されるが、こちらを選択し
たのは耐久性を考慮したことが考えられるが、資料が手元にないため、委員の意
見を申請者に伝える。

委員 今後はサンプル等を入手し確認すべきではないかと。

事務局 実施前にサンプル等を確認し、派手な色合いとならないように申請者に申し入
れる。

部会長 屋根の色合いについて不確定要素が出てきたため、審議を進めるよりも条件を確認してから結論を出すべきと考えるが、申請者のスケジュールもあるため、皆さんに確認していただく時間的余裕があるのか。

事務局 (申請者からいただいたカタログを委員全員に提示) 了承を得る。

委員 受付段階で、内諾をしているのか。

事務局 事前協議であることから、内諾はしていない。

部会長 屋根については、承認してよろしいか。

委員一同 異議なし。

部会長 竹垣に戻るが、どこまで許容し補助を認めるかが問題になると思うが、仮に屋根だけ補助対象にすることは可能か。

事務局 本部会において、人工竹垣が認められないのであれば、申請者に説明の上、補助の対象から外れる場合もあり得るものである。実施の有無については、申請者の判断になる。

事務局 資料2のチェックシートの(3)の基準を見ていただきたい。竹垣は要綱第4条第2号に掲げる事業で要綱第4条第1号のうち補助対象基準の2に準じていると判断したものである。

部会長 委員の皆さんは、基準にある耐久性は理解できるが、要綱に規定する「入手および加工が困難なもの」に該当するかについて懸念している。今回は、自然の竹垣が入手できる状況にあったため、様々な意見が出たものである。あくまで耐久性を求めるのであれば、自己費用で実施するだろうし、入手できないのであれば判断が変わってくるものと考えている。

委員 この場所は水汲み場もあり、新屋の売りの一つになっている。また、古くからある湧水ということで多くの人々が利用し集まる場所である。このことから、今回水汲み場のある建物の屋根を改修するということが、人が多く集まる場所の竹垣が本物か人工の物かとなった時に、私であれば本物を使用すべきと考えるがいかか。市から申請者へ委員の意見ということで、伝えていただけないか。

事務局 委員全員の総意であるので、申請者へ伝えるとともに、最終決断をする。

委員 条件が昭和20年代までの建築物となっているが、建築年代について建築史上考えていかななくてはならない。

委員 最終判断はどうなるのか。仮に申請者が人工竹垣を使うとなった場合は、補助

の対象となるのか

- 事務局 この専門部会は、補助対象となるかの判断を行う場でもあるため、最終的に人工竹垣を使うのであれば、補助基準から外れるため対象とはならない。
また、昭和20年までの建造物については、補助事業の主の建物のほか、それに付随する塀や付属建築物があるが、これは何度も変わっていることが考えられるため、昔ながらの建物のほかに、例えば室外機などを隠すなどといった行為も該当するものである。竹垣についても、同じ分類になる。
- 部会長 皆さんからの意見をとりまとめたい。確認事項として、羽州街道については、確認し修正が必要であれば修正をお願いする。建築年代については、近代和風建築総合調査の確認をお願いする。屋根については、申請どおり承認してよろしいか。竹垣については、自然なものを使っていた場合は補助の対象となるが、計画通り人工のものを使用する場合は補助の対象としないことよろしいか。
- 委員一同 異議なし。
- 事務局 （議事資料(事前協議建造物③)について説明)
- 部会長 ただ今の事務局からの説明を受けて、ご意見、ご質問はないか。
- 委員 資料2(2)のN06に「元藩医宅」とあるが、固有名詞を教えてください。
- 事務局 確認する。
- 委員 藩の医者で中級の家臣は考えられない。また、保戸野地区には中級武士は住んでいなかったと思われる。中級から上級の家臣は中通地区に住んでおり、保戸野地区は下級武士が住んでいた地区である。
- 事務局 秋田の町家調査報告書を参考に記載したものである。
- 委員 資料2(2)のN03に容易に望見できることとあるが、市道に面していればいいのか、どういう状況か確認したい。
- 事務局 景観が補助対象となっていることから、見えないものについては、昭和20年以前の建造物であっても対象とはならないが、一般の方がどういう形で見ることが可能であれば、補助対象と見なすことができる。公道に面していれば、仮に雄和の山中であっても対象にはできるが、道路から見れない裏側等であれば対象とはならない。
- 委員 資料5の見積単価であるが、建造物②と大きく違いがあるがなぜか
- 事務局 建造物②と同様の行為であるが、施工面積に大きな差があるため、単価を割り

返して積み上げると、施工面積の大小で異なってくるものである。見積書については、金額よりも行為の内容を確認するために提出していただいているものであり、補助金額を確定させる段階で、実施単価を提出させ妥当性について精査するものである。

部会長 他にご質問等がなければ、事前協議の建造物③は補助要件を満たし、事業の行為は、補助対象基準に適合するという事によろしいか。

委員一同 異議なし。

部会長 異議なしとの声があったので、建造物③は承認とする。
事前協議の建造物が承認されたので、「景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議について」は、その旨を審議会会長に報告する。

事務局 4 その他
（「議案の今後のスケジュールおよび次回の景観形成専門部会の開催時期について」の報告）
（「景観重要建造物等保存事業費補助金に関するアンケート結果について」の報告）

これをもって本日予定の議題はすべて終了とする。

これは、平成26年6月4日に開催された第23回秋田市景観形成専門部会の議事録である。